

郵便史研究会会則

沿革 1995年10月8日 制 定
1996年10月6日 一部改定
1999年10月10日 一部改定
2000年10月1日 一部改定
2020年12月20日 一部改定

(名称・所在地)

第1条 本会は、郵便史研究会（英文名 **Postal History Society of Japan**）と称する。事務局を埼玉県に置く。

(目的)

第2条 本会は、わが国の近代郵便の展開過程を、歴史および国際的視野に立ち、共同して研究することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、以下の事業を行う。

- 一 研究発表会の開催
- 二 会誌の発行
- 三 その他、共同研究等の本会の目的に適う事業

(会員)

第4条 本会は、会の趣旨に賛同し、所定の会費を納める個人をもって会員とする。

(賛助会員)

第5条 本会は、会の趣旨に賛同し、会の事業を助成する個人および団体を賛助会員とすることができる。

(名誉会員)

第6条 本会は、理事会の議決により名誉会員を置くことができる。

(総会)

第7条 年1回開催する総会において会の活動方針を決定し、役員を選出する。

(役員)

第8条 本会に、次の役員を置く。

- 会 長 1名
- 副会長 2名
- 理 事 若干名
- 監 事 2名

2 役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(理事会)

第9条 本会の運営は、会長、副会長および理事から

構成する理事会において行う。

(部会)

第10条 本会は、地域部会、専門部会を置くことができる。

(会計年度)

第11条 会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

(会費)

第12条 本会の会費は、年額3,500円とする。

(会則の変更)

第13条 会則の変更は、総会出席者の過半数の賛成を必要とする。

附 則

- 1 この会則は、1995年10月8日より実施する。
- 2 会誌の発行は、年2回とする。ただし、初年度に限り1回とする。
- 3 会計年度は、初年度に限り1995年10月8日より翌年3月31日までとする。

附 則

- 1 第11条 [現第12条] 中「年額2,000円」を「年額3,500円」に改める。
- 2 この改正は、1997年度から実施する。

附 則

- 1 第6条 [現第7条] 中「会計監査」を「監事」に改める。
- 2 この改正は、1999年10月10日から実施する。

附 則

- 1 第6条以下を以下1条ずつ繰り下げ、第5条の次に次の1条を加える。

第6条 本会は、理事会の議決により名誉会員を置くことができる。

- 2 この改正は、2000年10月1日から実施する。

附 則

- 1 第1条中「東京都」を「埼玉県」に改める。
- 2 この改正は、2020年12月20日から実施する。